

令和6年度美里町運動教室運営業務委託仕様書

1. 委託業務名

美里町運動教室運営業務委託

2. 委託の目的

美里町（以下「町」という。）は、町民が継続的に身体を動かす習慣を身につけ、健康づくりや仲間づくりのきっかけとなる、誰もが運動・スポーツを楽しめる機会を提供するため、運動教室を実施している。

本業務は、多様化する町民のライフスタイルや運動・スポーツに対するニーズなどを的確に把握し、多世代の町民が参加できる魅力あるプログラムを提供し、町民の運動・スポーツの実施機会を促進することで、町民の健康維持・増進を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 受講対象者

原則として、町内に在住、在勤、または在学する者を対象とする。

また、定員に余裕がある場合は、町外の受講者を受け入れることは差し支えない。

5. 定員

1教室あたり30人とする。ただし、中央公民館和室を使用する教室は15人とする。

6. 開催場所

町が指定した公共施設（別紙1「美里町運動教室開催場所等一覧」のとおり）

7. 業務内容

（1）運動教室の開催について

① プログラムの企画

実施するプログラム内容は、町と十分協議を行い、町の現状や多様化する町民のライフスタイルや運動・スポーツに対するニーズなどを踏まえた上、初心者から経験者まで、また子どもから高齢者まで幅広く参加できるよう配慮したプログラムを10種類以上開催すること。各教室のターゲットや実施内容が分かるよう提案すること。

なお、教室の開催可能な場所、時間等は、別紙1「美里町運動教室開催場所等一覧」のとおりである。

② 受講者の募集・受付等

- ア. 受講者の募集の広報は、町発行の広報紙で行う。掲載する内容（各教室の内容、開催日時、会場、募集人数等）は町と協議の上、決定すること。
- イ. 広報紙は毎月1日（通常版）及び15日（お知らせ版）に発行し、原稿の作成期限は発行日の1か月前であることを考慮した募集計画とすること。
- ウ. 町が受付業務を行い、受講者名簿を作成する。

③ 教室の開催期間

契約締結日から令和7年3月31日までの間で、広報の原稿作成時期と教室開催までの募集期間を考慮し、適切な時期に開始すること。

④ 教室の開催日時等

- ア. 1回あたりの開催時間（準備・片付けは含まない。）は原則60分とし、開催する場所、曜日及び時間帯は、別紙1「美里町運動教室開催場所等一覧」の中から提案すること。
- イ. 町民の運動習慣の定着を図るため、原則、各教室は1週間に1回または2週間に1回開催し、通年実施すること。また、各教室の曜日及び時間は固定とすること。
- ウ. 開催時間、曜日、時間帯について、より多くの受講者を集めるための提案がある場合は、町と受注者で協議の上、決定すること。

⑤ 受講料

受講者から受講料は徴収しないこと。

⑥ 教室当日の出欠確認

町が作成した受講者名簿を使用し、教室当日に受講者の出欠確認を行うこと。

⑦ 教室の指導

企画したプログラムを基に指導を行うこと。

⑧ アンケートの実施及び集計業務

町民ニーズを把握し、教室の改善に役立てるため、令和7年3月に受講者全員に対しアンケートを実施・集計した上で、町に報告すること。なお、アンケートの実施方法については、町と協議の上、決定すること。

(2) 教室の管理運営

教室が円滑に実施されるよう 開催場所の管理運営全般に配慮すること。

- ① 担当する教室の講師は、必要な経験・資格を有する者であること。また、地元で指導を行っている講師を積極的に活用すること。
- ② 教室で使用する備品等を適切に管理すること。
- ③ 受講者数の減少が見込まれる場合、受講者数を増やす方法について考案し行うこと。
- ④ 悪天候等および天災（台風）等により教室の実施について判断が必要な場

合、受注者は町と協議の上、教室実施の可否を判断すること。

⑤ 悪天候、天災等により教室が中止になった場合、事業の振替実施は行わないこと。

⑥ その他の不可抗力の事態（新型コロナウイルス等の発生）が発生した場合は、町の実施可否の判断に従うこと。

8. 安全対策

(1) 急病等への対応

受注者は、受講者の急な病気、けが等に対応できるよう、マニュアルを作成するとともに、AEDについてその取り扱いを習熟するほか、緊急時には的確な対応を行うこと。また、利用者、来場者等に重大な事故が起こった場合は、直ちに町にその旨を連絡すること。

(2) 緊急時の対応

受注者は、災害等緊急時の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等についてのマニュアルを作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

また、警察、消防等に要請するような緊急事態が発生した場合は、直ちに町にその旨を連絡すること。

(3) スポーツ安全保険等の加入

受注者は、万が一、事故等が発生した場合の備えとして、受講者を対象としたスポーツ安全保険等に加入すること。

9. 提出書類等

受注者は、検査に合格したときは、遅延なく以下に定める成果品を町に提出すること。

① 業務報告書（各教室の実施内容や受講者数等をまとめたもの） 1部

② アンケート集計結果一式 1部

③ その他、町が指定する書類

※ ①～②において電子媒体により提供できるものを併せて提出すること。

10. 個人情報保護

受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るとともに、その取扱いについては法令等を遵守して、個人情報に関する書類の紛失や盗難等、情報の管理には十分注意すること。

11. その他

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならないこと。また、受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、町の書面による

承認を得ること。この場合において、町は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができること。

- (2) この仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、町と受注者が必要に応じて協議の上、決定すること。